

今月の税

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第2期
介護保険料(普通徴収分) 第2期

納付書での納付は **7月31日(月)**まで

口座振替日は **7月25日(火)**です

忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除申請の手続きは お済みですか？

免除期間が7月以降継続する方、しない方がいます。

国民年金保険料の免除申請は、毎年7月より新年度分の手続きをする必要があります。ただし、17年度の免除申請のとき、翌年度以降も免除の継続を希望して、全額免除または若年者納付猶予に該当していた方については、今回から手続きが不要になります。(継続審査を行い、結果を通知します)

平成17年度に免除の継続を希望しなかった方や、半額免除に該当していた方、失業者の特例により免除になっていた方などは、6月で免除期間が終了しますので、引き続き納付が困難な状況にある場合は、改めて手続きをとってください。

◇免除申請の手続きが必要な場合

①平成17年度に免除申請をしていなかった、または免除申請をしたが却下になっていた方 ②全額免除または、若年者納付猶予に該当していたが、翌年度以降の継続を希望しなかった方 ③半額免除に該当していた方 ④失業などの事由により全額免除または、若年者納付猶予に該当していた方

◇保険料免除制度の種類

全額免除

保険料の全額が免除されます
一部免除(一部納付)

所得に応じて4分の1、半額、4分の3を納付することで、残りが免除されます。(平成18年7月から)

若年者納付猶予

保険料の全額が猶予されます(30歳未満の方のみ)

◇未納と免除・猶予では大違いです

免除や猶予を受けた期間は万が一のとき、障害や遺族の年金受給の対象になります。

免除を受けた期間も老齢基礎年金に加算されます。

10年間のうちに納付できるようになったときは、免除・猶予された分を納付(追納)して、年金を増額することが可能です。(3年度目以降に追納する場合は経過期間に応じた加算額がつきます)

◇手続きは簡単!

手続きはお早めに市区町村の国民年金係で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入し、提出するだけです。後日、石巻社会保険事務所で審査し結果を通知します。全額納付するのは難しいという方は、お早目に手続きをしてください。

◇問 石巻社会保険事務所

☎0225-22-5115

町民税務課 ☎46-1373

歌津総合支所 住民生活課

☎36-3924



地上デジタルテレビ放送 への完全移行のお知らせ

地上デジタルテレビ放送は、平成15年12月1日から関東、中京及び近畿の一部において開始して以来、受信可能地域を広げ、仙台市などでは平成17年12月から受信ができるようになりました。**南三陸町はまだ受信できませんが、平成20年中に放送が開始される予定です。**

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、平成23年(2011年)7月24日までに終了します。地上デジタルテレビ放送の視聴方法など受信に関する相談、お問い合わせは、下記相談センターへお願いします。

◇問 受信相談 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎0570-07-0101

視聴エリア (社)地上デジタル放送推進協会

ホームページ

<http://www.d-pa.org>

第56回

社会を明るくする運動

7月は"社会を明るくする運動" 強調月間です。

「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」をスローガンに"第56回社会を明るくする運動"が全国的に展開されます。

"社会を明るくする運動"は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で互いに力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

◇問 保健福祉課 社会福祉係

(保健センター内) ☎46-5113

終戦当時の海外引揚げ者や そのご家族の方々へ

通貨・証券などを お返ししています

税関では、海外からの引き揚げの際お預かりした次の通貨・証券などをお返ししています。

◎終戦後、外地から引き上げてこられた方が、外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの
 ◎上陸地の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

返還の申し出は、預けられた方ご本人はもとより、ご家族の方でも結構です。また、「本人から預けたものがある」と聞いたことはないが、終戦後の帰港した場所については聞き覚えがあり、当人のものと思料される物件はないか」などのご家族のお問い合わせも受付しています。

心あたりの方は、次のところへお問い合わせください。

◇問 横浜税関業務部税関相談官室

(☎045-212-6000 〒231-0001

横浜市中区新港1-6-2 第一港湾合同庁舎)

横浜税関塩釜税関支署総務課

(☎022-259-4306 〒983-0001

仙台市宮城野区港3-1-3

仙台港国際ビジネスサポートセンター5階)